

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

| | 改正前 | 改正後 |
|---|---|--|
| 1 | <p>(指定登録機関)</p> <p>第3条 知事は、法第10条の20第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する二級建築士等登録事務を一般社団法人岩手県建築士会（以下「指定登録機関」という。）</u>に行わせる。</p> <p><u>2 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は第8条第1号の手数料を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は同条第2号又は第3号の手数料を、指定登録機関に納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により納付された手数料は、指定登録機関の収入とする。</u></p> <p>(指定試験機関)</p> <p>第5条 知事は、法第15条の6第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する二級建築士等試験事務を公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）</u>に行わせる。</p> | <p>(指定登録機関への手数料の納付等)</p> <p>第3条 知事が、法第10条の20第1項の規定に基づき同項に規定する二級建築士等登録事務を行わせる者として指定する者（以下「指定登録機関」という。）<u>に対し、当該事務を行わせることとした場合において、法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）</u>にあつては第8条第1号の手数料を、<u>二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者</u>にあつては同条第2号又は第3号の手数料を、<u>当該指定登録機関に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定登録機関に納付された手数料は、当該指定登録機関の収入とする。</u></p> <p>(指定試験機関への手数料の納付等)</p> <p>第5条 知事が、法第15条の6第1項の規定に基づき同項に規定する二級建築士等試験事務を行わせる者として指定する者（以下「指定試験機関」という。）<u>に対し、当該事務を行わせることとした場合において、指定試験</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>2 <u>指定試験機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、第8条第4号の手数料を、指定試験機関に納付しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定により納付された手数料は、指定試験機関の収入とする。</p> <p>(指定事務所登録機関)</p> <p>第6条 知事は、法第26条の3第1項の規定に基づき、<u>同項に規定する事務所登録等事務を一般社団法人岩手県建築士事務所協会（以下「指定事務所登録機関」という。）に行わせる。</u></p> <p>2 <u>法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者には第8条第5号の手数料を、これらの規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者には同条第6号の手数料を、指定事務所登録機関に納付しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定により納付された手数料は、指定事務所登録機関の収入とする。</p> | <p><u>機関が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、第8条第4号の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>指定試験機関に納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</u></p> <p>(指定事務所登録機関への手数料の納付等)</p> <p>第6条 知事が、法第26条の3第1項の規定に基づき同項に規定する事務所登録等事務を行わせる者として指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）<u>に対し、当該事務を行わせることとした場合において、法第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者には第8条第5号の手数料を、これらの規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者には同条第6号の手数料を、当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>指定事務所登録機関に納付された手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。</u></p> |
| <p>2 (手数料の額)</p> <p>第8条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 1件 <u>19,200円</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>17,700円</u></p> | <p>(手数料の額)</p> <p>第8条 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 二級建築士又は木造建築士の登録手数料 1件 <u>19,300円</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料 1件 <u>17,900円</u></p> |

(5)・(6) [略]

(5)・(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。